

# 改正廃棄物処理法施行令について

平成 23 年 1 月 18 日

(社) リース事業協会

## 1. 経緯

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定（平成 22 年 12 月 17 日）され、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の更新期間等の改正が盛り込まれている。

## 2. 産業廃棄物処理業の許可に係る改正

### (1) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

現行の廃棄物処理法では、一の政令市（指定都市、中核市、呉市、大牟田市、佐世保市）の区域を越えて業を行う産業廃棄物収集運搬業者に対して、積卸しを行う全ての都道府県または政令市の許可を受けることが義務付けているが、廃棄物処理法施行令の改正により、産業廃棄物収集運搬業者（一の政令市の区域を越えて業を行う者）は原則として当該政令市を管轄する都道府県の許可を受けることとなる（令第 27 条）。

なお、政令市の許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者は、改正廃棄物処理法の施行日後においても、当該許可の範囲内において産業廃棄物の収集運搬を継続することができる（附則第 6 条）。

<政令市の許可が別途必要となる場合>

- ① A 県が管轄する政令市 b 市のみにおいて収集運搬を行う場合
- ② A 県が管轄する政令市 b 市において積替えを行う収集運搬を行う場合
- ③ 取り扱う産業廃棄物が A 県の許可と A 県が管轄する政令市 b 市の許可とで異なる場合

### (2) 産業廃棄物処理業の許可の更新期間

現行の廃棄物処理法では、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の更新期間について、一律に 5 年と定められているが、改正廃棄物処理法（平成 22 年 5 月 公布）では、事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定めることとされており、次の区分ごとに更新期間が定められている（法第 14 条、法第 14 条の 4）。

<更新期間の区分>

産業廃棄物収集運搬業	①新たに許可を受けた者及び②以外の者	5年
	②更新を受けた者で、従前の有効期間中に事業停止命令を受けておらず、環境省令で定める基準に適合していると認められる者	7年
産業廃棄物処分業	③新たに許可を受けた者及び④以外の者	5年
	④更新を受けた者で、従前の有効期間中に事業停止命令を受けておらず、環境省令で定める基準に適合していると認められる者	7年
特別管理産業廃棄物収集運搬業	⑤新たに許可を受けた者及び⑥以外の者	5年
	⑥更新を受けた者で、従前の有効期間中に事業停止命令を受けておらず、環境省令で定める基準に適合していると認められる者	7年
特別管理産業廃棄物処分業	⑦新たに許可を受けた者及び⑧以外の者	5年
	⑧更新を受けた者で、従前の有効期間中に事業停止命令を受けておらず、環境省令で定める基準に適合していると認められる者	7年

**3. 施行日**

改正廃棄物処理法は平成 23 年 4 月 1 日より施行される。

以上